

## 第30節 交通施設・公共土木施設対策計画

- |     |          |
|-----|----------|
| 第1項 | 道路施設対策   |
| 第2項 | 鉄道施設対策   |
| 第3項 | 公共土木施設対策 |

### 《 基本方針 》

都市の生活基盤をなす施設は、災害において被災した場合、都市機能の麻痺、住民の生活や社会活動に極めて影響が大きい。そのため、各施設の管理者は、相互に連携を図り、あらかじめ定める災害応急対策計画に基づき迅速な措置を行うものとする。

### 第1項 道路施設対策

#### 1. 市・警察

各道路管理者及び警察は、相互に連携、協力し、安全で円滑な交通の確保、または緊急通行車両の通行確保のため、次の措置を講じる。

- (1) 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。
- (2) 道路上の放置車両、倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。
- (3) 避難道路については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。この場合、緊急交通路及び主要避難路から優先的に応急復旧を実施する。
- (4) 上下水道、電気、ガス、電話等のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。

なお、緊急を要しそのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知等、必要な対策を講じ、事後速やかに通報する。

- (5) 交通信号機、交通管制機器等の被災交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

この場合、緊急交通路から優先的に応急復旧を実施する。

## 第2項 鉄道施設対策

### 1. 九州旅客鉄道株式会社

- (1) 災害発生時における列車の運転規則については、「気象異常時運転規則手続」、「運転事故並びに災害応急処理標準」に基づき対処する。
- (2) 災害時の代替輸送方法  
JR九州に代行輸送を依頼する。
- (3) 事故対策本部等  
災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合の応急処理、復旧、救護等については、「鉄道事故及び災害応急処理標準」により、支社に事故対策本部を、現地には復旧本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮、その他の業務を行う。
- (4) 連絡通報体制  
災害発生時における連絡通報は、「鉄道事故及び災害応急処理標準」に定める連絡体系により、連絡施設を有効活用し、正確、迅速を期す。
- (5) 応急措置（案内広報等）  
関係駅長及び関係列車の車掌は、司令所及び運転士と連絡を密にし、事故の状況復旧の見込み、接続関係等の情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。
- (6) 応急復旧体制  
現地復旧本部と密接な連絡をとり、正確な状況把握を行い、事故対策本部において復旧計画、資材の輸送計画、機材の借り入れ手配、復旧要因の手配等を策定し、速やかな復旧を図る。

### 2. 西日本鉄道株式会社

- (1) 災害時の列車の運転規制  
災害時等により列車の運行に危機が生じるおそれがあるときは、その状況を考慮して列車の運転を一時中止する等危難防止の措置を講じる。  
大牟田線の鉄道路線に気象観測局を設置し、そこからの気象データを運転総合指令所の中央気象観測局に伝送集積して、運転総合指令所から列車無線等での的確に指示する。  
災害発生時には「運転取扱心得」「緊急時の救急体制要綱」「異常時の対応マニュアル」に基づき対処する。
- (2) 災害時の代替輸送方法  
列車の運転休止が長時間にわたると認められるときは、当社バスによる臨時輸送等の代替バス輸送を実施する。
- (3) 事故対策本部の設置  
災害発生時には「緊急時の救急体制要綱」に定める事故対策本部及び現地副本部の設置基準にしたがい、本部を設置し、必要に応じて、情報の収集、調査、連絡、広報等の活動を行う。
- (4) 連絡通報体制  
災害発生時には「緊急時の救急体制要綱」の定める連絡系統により、速やかに関係各所に連絡をとる。
- (5) 応急措置（案内広報等）  
本社関係部署と現業各区所とは連絡を緊密にし、災害の状況、復旧作業の状態を把握し、復旧予定時刻、作業状況を逐次、広報担当へ連絡する。

また、広報担当は各報道機関の随時放送を利用し、事故状況の情報を提供し広報する。

さらに、各管理駅、乗務所、営業所を通じて、駅構内の放送施設及び社内放送を利用し、事故情報（不通区間、乗換駅、代替輸送等）の広報及び旅客の案内誘導を行い、混乱の発生を防止する。

(6) 応急復旧体制

復旧責任者を定め、指揮命令系統を明確にして、総合的な復旧体制を確立し、迅速な復旧と、正確な状況把握、情報の伝達等を行う。

## 第3項 公共土木施設対策

### 1. 公共施設等の範囲

- (1) 公営住宅
- (2) 河川、道路、橋梁及び公園等の公共土木施設
- (3) 社会福祉施設、児童福祉施設
- (4) 学校教育施設、社会教育施設及び文化財、その他関連施設

### 2. 応急対策

(1) 施設被害の把握、復旧計画の策定

被害を受けた施設状況を速やかに把握し、対策に必要な要員や資機材等の必要量の算定、復旧優先順位等を検討した復旧計画を策定する。

(2) 緊急点検の実施

災害後、専門技術を有する人材等を活用して、それぞれの所管する施設や設備等の使用可否等の緊急点検を実施する。

(3) 住民への広報

被害を受けた施設で二次災害の危険性等情况がある場合は、被害状況、災害の危険性、復旧の見込み等を掲示板、広報車等で広報する。

(4) 応援要請

要員や資機材が不足する場合は、必要事項を確認し、市災対本部で総括し関係機関へ応援要請を行う。

### 3. 市災対本部との連絡及び災害現場における指揮

(1) 災害現場には、防災無線を携帯するなどして、市災対本部との連絡を密にする。

(2) 災害現場の指揮は、本部長の下、関係機関の応援部隊と連携する。

現場指揮は次の任務を遂行する。

- 1) 応急対策要員の掌握と指揮
- 2) 被災状況の把握
- 3) 応急内容と方法の判断と実施
- 4) 市災対本部と適切な連絡

#### 4. 応急措置の内容

##### 《各公共施設管理者の応急対策活動の基本》

- ア. 避難等による人命や身体的安全確保
- イ. 施設の防護（防火、防災対策、初期消火等）
- ウ. 文化財の搬出（文化財施設のみ）

（避難や文化財搬出方法等は、あらかじめ定めておく。）

#### 5. 市施設以外の施設の応急復旧

県道、県営河川等の市施設以外の施設災害については、市災対本部から関係の管理者に通報し、連絡をとりながら対応する。